

# 中山間地域を支える水田農業支援事業



## 事業の目的

中山間地域※で水田農業を支える農業者を育成するとともに、地域の水田農業の維持・発展を図る取組を支援する ※鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)第2条第1項で定める中山間地域

## 対象者

人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)  
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

## 支援の内容

水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要な経費を支援する ※土地基盤の整備に関するものは除く

## 補助金額・補助率

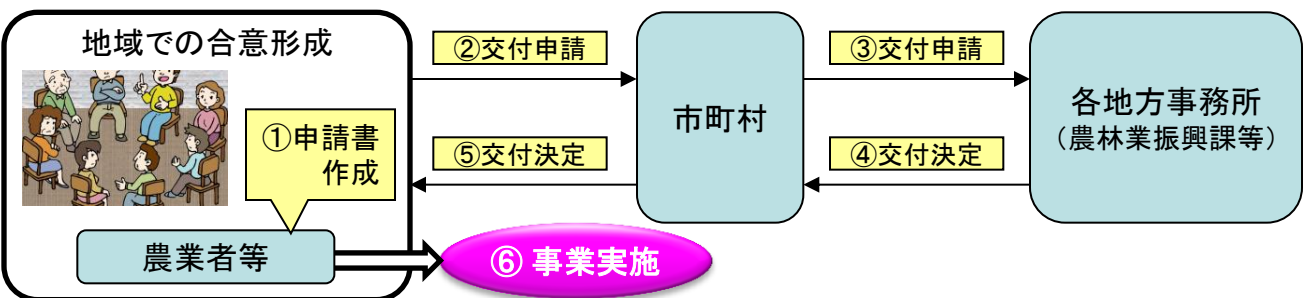
【補助率】事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)。  
【県補助上限額】2,000千円

## 主な要件

○以下すべての項目を満たすこと

- (1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること
- (2) 集落営農組織化又は認定農業者を旨とした事業活用であること
- (3) 申請時の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上であること、又は、経営集積率が25%以上であること
- (4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること

## 事業の流れ



## 担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006